

企業保安制度の整備

高田, 源清
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1451>

出版情報 : 法政研究. 29 (4), pp.1-18, 1963-04-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

企業保安制度の整備

高田源清

一 は し が き

最近の産業における技術革新は、極めて急速であり、そこでは機械施設の巨大化と複雑精密化に加えてスピードが著しく、化学工業の発達は、多くの危険物質の活用を産み、交通機関のスピード化は、そして巨大ダム、巨大建造物の建設も活潑である。これらは、われわれの生活、とくに経済文化生活と国民経済を支えているものではあるが、一歩誤れば巨大な災害を惹起するものである。そのため多くの事業法では、その事業の保護育成と共に、その危険防止に関する直接・間接の規制を包含していることが多いが、とりわけ最近の多くの技術的立法は、殆んど、この種の危険防止、災害予防のためのものであると称して過言でない。しかし、それらの諸法規・諸制度は、その法令により、そして制定された時期、主管官庁の別により、極めて強弱区々であり、それらの法令の実施にあたる態度も寛厳区々であり、一般国民また、災害を直接受けた人々以外は、極めて無関心であり、これらの保安法令の不遵守に対する熾烈なる反撥がなく、それが取締と制裁の弛緩を招来していることが多いと考える。本稿では、わが国の現行の企業保安制度が、いかなる部に、いかなる程度に存するかを明らかにし、その法的不整備と欠陥とを指摘して、その改善を提唱して、産業災害の防止に多少でも役立ちたいと企図するものである。

論 説

二 立法整備の緊要性

わが国においても、鉱山、電気、交通機関などに対する保安制度は、後述する如く、相当に古くから存在し、そして終戦後の技術の急速な進歩にかんがみ、極めて多くの危険予防、災害防止の立法措置が行われてはいるが、その立法上の不均衡、取締の理由なき寛厳、制裁規定の死文化が著しい実情を、急速に変更すべき事情は、次に述べるような新しい事態から、特に緊要と考えるものである。

すなわち、現行の諸法令は、未だ危険産業・施設・物資などの極く一部の分野についてのみであり、しかも、そうした場所に働き、または物を取扱う者を主とする立法に止まることが多いが、その危険企業の範囲が著しく拡がり、且つ一般化している事情にあること、そしてその発生する災害は、その場所に働くもの、その物資を取扱う者に止まらず、その同僚はもちろん、全く無関係な周囲の人々に、そして相当広範囲の地域の人々に及ぶ可能性が、著しく増加したことである。例えば原子炉の爆発による災害、巨大ダム決壊による災害、大容量の汽罐その他の爆発、巨大航空機の墜落事故など、枚挙の繁に耐えないものがあることで明白であろう。従って従来の保安制度を、そして取締監督方法の、さらに災害惹起者に対する制裁などについても、伝統的な態度を一変した工夫が緊要であると考ええる。

三 産業保安立法の沿革

わが国の近代産業の発展が緒に着いた明治中期から特定の危険な産業分野では、その危険防止の立法が行われた。例えば明治二三年の鉱業条例、二五年の鉱業警察規則、二四年の電気営業取締規則、それに代わる二九年の電気事業取締規則などが、その顕著なものであり、また危険物に対するものでは、明治一七年の爆発物取締罰則（明一七、一二、二六、太告三三二号）、同四三年の銃砲火薬類取締法（明四三、四、一三、法五三三号）、大正一一年の圧縮瓦斯取締法（大一一、四、一一、法三三一号）などがあり、薬物食品関係のも古く、例えば阿片法（明三〇、三、三〇、法二七号）、有毒性著色料

取締規則（明三三、四、一七、内一七号）、毒物劇物営業取締規則（明四五、五、一〇、内五号）などがある。交通事業の分野でも、国有鉄道運転規程（大二三、一二、九、鉄三号）、国有鉄道信号規程（大二〇、一〇、一四、鉄四号）、鉄道敷設法（大一一、四、一一、法三七号）、地方鉄道運転信号保安規程（大八、八、一三、閣一二号）などの外、道路法（大八、四、一一、法五八号）に附属する道路構造令（大八、一二、六、内四二号）、さらに海上については、航路標識条例（明治二二、一〇、一一、勅六七号）、海上衝突予防法（明二五、六、二三、法五号）、水先法（明三二、三、一四、法六三号）などがあった。また市街地建築物法（大八、四、五、法三七号）も、この危険防止の規制をも保有したものであった。その外、機関士、船長、医師、薬剤士などの技術免許の制度も早くから存したところである（船舶職員法、明二九、四、七、法六八号など）。また航空安全の取締法として航空法（大一一〇、四、九、法五四号）があった。

しかし、わが国の災害防止、危険予防のための立法が、著しく整備し、普及したのは、何んと言っても第二次世界大戦以後である。その範囲と規制方法も急速に拡大したことは、次項に詳細に摘記する通りであり、また従前から存した法令も、殆んど新法による代置が行われた。さらに危険な機械施設の運行者、危険な物資の取扱者などに対する技術免許制の普及拡大も著しくなったのも、戦後であり、この分野については却って行き過ぎた面も存することは、別に論じたところでもある。^(一)

（註一） 拙稿「技術免許制度の法律問題」九大産業労働研究所報二四号三七頁以下、同上「技術統制の法的特質」経済法二号二一頁以下など参照。

四 保安制度の類型別吟味

現行の産業関係分野における危険予防、災害防止のための保安制度は極めて多方面に亘り、区々であるが、以下に

多少類型別に吟味して、その実情を明らかにしたい。

(A) 施設自体に対するもの

産業の物的施設に対する保安・安全のための立法の存するものを列挙すれば、次のようなものがある。(一)交通施設……先ず交通事業に関して、鉄道・軌道の安全確保について、既に明治二五年に鉄道敷設法を制定して、最低安全基準の確保に努めていたのであるが、大正十一年に同名の新法に代置し、現行法となっている(大正一一、四、一一、法三七号)。そして、その附属立法として、鉄道敷設法施行令、同施行規則の外、日本国有鉄道建設規程(昭四、鉄令二号)日本国有鉄道簡易線建設規程(昭七、鉄令八号)などを制定している。そして地方鉄道、軌道の建設についても、鉄道敷設法を準用する所が多いが別に、地方鉄道建設規程(大正八年、閣令一一号)軌道建設規程(大正一二年鉄令四号)無軌道電車建設規則(昭和二五年運建令一号)軌道運輸規則(昭二九、四、三〇、運二三号)がある。

また索道その他についても、索道規則(昭三二、一二、二七、運三四号)がある。なお、近時急激な発達と共に、その役割の重大性を加えた自動車運送の安全のため、道路の安全整備が急速に進められているが、そのため道路法(昭和二七、六、一〇、法一八〇号)、道路構造令(昭和三三、八、一、政令二四四号)で、自動車交通の安全のために、道路の構造上の基準をおき、新設、改修の場合に、この基準に適合させる努力をしているし、別に道路標識令(昭和二五、三、三一、総・建一号)も制定して、標識の統一明確化を図っている。また鉄道踏切事故の激増にかんがみ、立体交差を促進するため踏切道改良促進法(三六、一一、七、法一九五号)が制定された。また駐車場法(昭和三三、五、一六、法一〇六号)で、路上駐車増加による交通危険を緩和することを企図している。また船舶航行の安全確保のために、港則法(昭二三、七、一五、法一七四号)、水先法(昭二四、五、三〇、法一二二号)、航路標識法(昭二四、五、二四、法九九号)、海上衝突予防法(昭二八、八、一、法一五一号)などがある。さらに航空機の発着の安全確保のために、空港の安全施設と障害

物などの規制を行うものとして、航空法（昭二七、七、一五、法二二二号）三七条以下、空港整備法（昭和三二、四、二〇、法八〇号）、気象業務法（昭二七、六、二、法一六五号）などが制定されている。

(二) 危険企業施設 従前より危険企業の代表として、落盤・出水・ガス爆発などの災害の頻発する鉱山業に対しては、前項でも掲記した如く明治年代にも嚴重な保安立法が存したところであり、昭和年代に入っては、鉱業警察規則（昭和四、一一、一六、商省令二二号）と石炭坑爆発取締規則（同四、一一、一六、商省令二二号）が制定され、予防に努めてきた。この分野の現行法としては、鉱山保安法（昭和二四、五、一六、法七〇号）の下に、金属鉱山等保安規則（昭和二四、八、一一、通産三三三号）、石炭鉱山保安規則（同上通産三四号）、石油鉱山保安規則（同上通産三五号）などの制定を見ている。そして採石事業も、往々にして災害を頻発させているが、採石法（昭和二五、一一、二〇、法二九一号）を、そして砂利採取法（昭和三二、二、二二、法二号）などでも、災害防除の措置を命令し得ることを定めている。

また火薬製造施設と同企業に対しては、火薬類取締法（昭和二五、五、四、法一四九号）では、七条の製造業の許可基準に「製造又は販売が、公共の安全の維持と災害の発生防止に支障のないものであること」の一項が加えられており、二八条以下に危険予防規程の制定と認可制（二八条）、作業主任者及び取扱主任者（三〇条以下）保安検査（三五条）、危険時の措置と届出（三九条）など多くの規定をおいている。

さらに高圧ガスの製造事業に対しても、高圧ガス取締法（昭和二六、六、七、法二〇四号）でも、同様保安規定をおいている。

しかして、電気事業に対しては、前項掲記の如く、初めは危険物取締を主としていたが、明治四四年の電気事業法、昭和六年の電気事業法では、事業統制を主とし、高圧線、超高圧線、巨大容量電気施設などの危険施設については、先に、昭和七年に電気工作物規程（七、一一、二二、通省令五三三号）があり、二九年に現行の電気工作物規程（昭和

二九、四、一、通産二三号) に代え、極めて詳細な安全確保の諸制度を定めているところである。そして、各電力会社が通産大臣の事前認可を受けて制定実施している供給規程においても、故障その他の場合に必ず電力会社に通報し、素人の修理を禁止していることにも応ずる修理保養義務を負わせているわけである。

なお原子炉の設置については「核原料物資、核燃料物資および原子炉の規制に関する法律」(昭和三二、六、一〇、法一六六号)とその附属法令で、また一般に放射能を発生させる装置・施設からの人間の安全確保のために「放射性同位元素等による放射障害の防止に関する法律」(昭和三二、六、一〇、法一六七号)と「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」(昭和三三、五、二二、法一六二号)と、その附属法令がある。

(三) 巨大建築・巨大ダム 建築物の崩壊その他の危険と災害の防除も、市街地その他では極めて重大で、大正八年の市街地建築物法(大正八、四、四、法三七号)があったが、これに代置して、昭和二五年に現行の建築基準法(昭和二五、五、二四、法二〇一号)を制定し、一定規格以上の建設には、建設主事の確認を要求してその安全を図り(六条)、更にもその検査と使用承認制を定め(七条)、違反建築物の措置(九条)、保安上危険建築の除去、使用禁止、改装を命じ得るなど(一〇条)、また構造耐力(二〇条)、防火壁(二六条)、特殊建築物の避難及び消火の技術的基準(三五条)などを定めて安全を企図している。しかし、同法の外にも、例えば医療法(昭二三、七、三〇、法二〇五号)にもとづく同法施行規則(二三、一一、五、厚省令五〇号)一六条以下では、病室の位置、階層、構造、避難施設など、災害予防上必要な最低限基準を定めている。

(四) 工場の保安確保 一般に工場・事業場などの施設における保安と災害予防の最低限確保のためには、労働基準法(昭二二、四、七、法四九号)は、四二条で使用者に災害の防止、四四条で労働者に危害防衛規則の遵守を命ずる外、四六条に危険作業の安全装置を、四九条に危険業務の就業制限を、五三条に安全管理者の選任を、そして五四条と五

五条に、その監督上の行政措置を定めている。そして附属法令として、労働安全衛生規則（二二、一〇、三一、勞九号）などをおいている。

(五) 自然および人工災害などの防除 このための立法は極めて多いが、主なものとして、消防法（昭和二三、七、二四、法一八六号）、水防法（同二四、六、四、法一九三号）、海岸法（同三一、五、一二、法一〇一号）、河川法（明治二九、四、八、法七一号）などの外、「地すべり等防止法」（昭三三、三、三一、法三〇号）などを掲記できよう。特に前記消防法の三四年法八六号改正は、「社会生活の進歩に伴い激増している危険物による災害を防止するため、危険物の規則の強化と改善」を企図したもので、従来原則として市町村条例にゆだねられていたものを、この消防法と、同法にもとづく政令または命令で統一と徹底を期することにした。この改正消防法の附属法令の一として制定された「危険物の規制に関する政令」（三四、九、二六、政令三〇六号）は、危険物による災害防止の技術的基準を定めたものとして注目すべき規定である。すなわち同政令は、八章四二カ条から成り、危険物製造所などの位置、構造および設備の基準、危険物の貯蔵、取扱いおよび運搬の基準などについて、災害防止のための技術上の基準を定めるとともに、製造所などの許可、完成検査の手續、危険物取扱主任者免状および映写技術者免許の交付、書替、再交付の手續きなどを定めるもので、極めて重要な意義をもつものである。同政令では、消防法別表に掲げる第一類から第六類までの四五品目の危険物は、その危険性の度合いに応じて区分し、その大きいものを甲種危険物、それ以外を乙種危険物とし、貯蔵所の建造物の構造などに規制差別を設ける。そして指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵したり、製造所以外の場所で取扱うことを禁止する（同令一条）。その貯蔵施設として、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、屋外貯蔵所の七に分け、取扱所は、給油取扱所、販売取扱所、一般取扱所に分ち、各々その基準を定めている。また製造所については、設置許可と完成検

査制を定める（六条―八条^(一)）。また危険物取扱主任者の責務についても嚴重な定めをしている。^(二)

(註一) 危険物の規制に関する政令九条は、製造所の基準を定めているが、先ず危険物の製造所は、(一)一般住居および学校、病院、劇場等の多数の人を收容する施設には、主として避難の目的から、(二)文化財保護法による指定文化財である建築物からは、その歴史的価値尊重の立場から延焼防止の目的で、(三)高压ガス等の施設、高压架空電線などからは、その相互の危険物回避の目的から、それぞれ所定の距離を保つべきものとし、次に危険物取扱いの建築物その他の工作物の周囲には、防火上有効な隔壁を設ける場合を除き、所定の幅の空地を自己の敷地内に保有することを必要とする、

さらに危険物取扱いの建築物は、地階を有しないものであり、特定の危険物の場合を除き、壁の柱・床・はり及び階段を不燃焼材料で造ると共に、延焼のおそれのある外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料で造ると共に、軽量な不燃材料でふくこを必要とする。

また、窓及び出入口には、甲種防火戸を設け、床は危険物が浸透しない構造として傾斜と溜枳を設け、その他採光・換気の設備、蒸気などを屋外に排出する設備、危険物製造所である旨を表示した標識を必要とする。

別に、危険物を取扱う機械器具その他の設備は、危険物の洩れ、溢れまたは飛散を防止することができる構造とし、その外、危険物の加熱、冷却、加圧などの設備には、安全上必要な装置を設ける必要がある。

電気設備については、電気工作物規程によらず外、特に可燃性の蒸気、ガス等が滞留するおそれのある場所については、制限を強化すると共に、特定の製造所には、日本工業規格による避雷施設を要求し、その外、静電気を除去する装置を要求するなどがこれである。

(註二) 同政令三一条によって、危険物取扱主任者の責務を明確にし、それは危険物の取扱作業につき保安監督を行うものであるとし、その者に、誠実にその職務を行うべきこと、危険物の取扱作業の立会をする場合は、取扱い作業に従事する者が、貯蔵または取扱上の技術上の基準を遵守するように監督すると共に、必要に応じて指示を与えなければならぬと定めている。

そして、一度災害が発生した場合にその救助その他のために災害救助法（昭二二、一〇、一八、法二一八号）があるがさらに災害発生時の警察官の避難・立退き指示に関する職権を定めるものに警察官職務執行法四条、災害時の自衛隊の救助出動につき自衛隊法八三条、災害時に簡易な手続で土地の緊急使用を認める土地使用法一二二条、非常事態の際の無線通信の使用についての電波法七四条、土石、竹木などの使用、住民の夫役を定める地方自治法一六〇条などの関係法令があつて、活用されてきたが、最近の巨大な災害続発に鑑みて、国と地方を通じた一貫した防災体制の確立をしておくことを必要として制定を見たのが、三六年二月一五日公布の「災害対策基本法」（法二三号）である。同法一条は「防災に関し、国、地方公共団体その他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にすると共に、防災計画の作成その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備、推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確立に益する」ことを目的とするものとし、同法で「災害」とは暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの異常な自然現象から生ずる災害と、大規模の火事・爆発などによる人為災害の双方を含め、「防災」とは、(イ)災害を未然に防止すること(ロ)災害が発生した場合に、その被害の拡大を防止すること、(ハ)災害が発生した場合に災害復旧を図ることの三を含むものとし、この意味の防災に関する責務を、国（三条）、都道府県（四条）、市町村（五条）に定めると共に、指定公共機関（三公社、日銀、日赤、NHK、電気、ガス、輸送通信などの公益的事業法人で総理指定のもの）、指定地方公共機関（港務局、土地改良区等）にも負わせ、さらに一般住民にも、この責務を明記して負わせることにしていることは注目すべきであろう（七条）。その防災組織として、防災会議、同協議会、災害対策本部と非常災害対策本部の制度を定め、防災計画としては、防災基本計画、防災業務計画および地域防災計画の三を設定し（三四条以下）、別に災害予防、災害応急対策を定めていたが、三八年の同法改正で、（三八、五、八、法一〇九号）「災害緊急事態」に関する規定を追加補完した。この改正による「災害緊

急事態」とは、「非常災害が発生し、かつ当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合」で、総理が閣議を経て関係地域の全部又は一部に災害緊急事態の布告を発するものとし（二〇五条）、それはその後の二十日以内に国会の承認を求めるとし（二〇六条）、その対策本部を総理府に設置し、本部長に総理があたり、副本部長に國務大臣を充て、同法一〇九条に掲げる緊急措置を講じ得るものとしている。^(一)

(註一) 災害基本法一〇九条一項は、次の必要措置をとる政令制定を認めている。(一)その供給が特に不足している生活必要物資の配給又は譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止、(二)災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定、(三)金銭債務の支払……の延期及び権利の保存期間の延長の三がこれである。しかも同条二項は、これらの政令違反には、二年以下の懲役禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、またはこれらを併科することができるとしている。

(B) 機械・器具などに対するもの

各種の機械・器具は、産業規模の拡大、技術革新に応じて、著しく巨大化し、スピード化しているだけに、その構造上の最低限の安全保障が緊急に要請されるところである。

(一)交通機関 鉄道の車両、そして自動車などに対するものは古くから存するところであるが、先ず「鉄道の機関車」に対しては、鉄道機関車構造規則などがあり、そして「一般車両」に対しては、鉄道車両構造規則がある。また「自動車」については、先に車輛規則（昭和三三、一二、二九、運三六号）で、その確保を行っていたが、現行法としては、同規則に代えて制定された道路運送車両法（昭和二六、六、一、法一八五号）、そして同法にもとづく「道路運送車両の保安基準」（二六、七、二八、運六七号）で行っている。

「船舶」に対する構造上の安全確保のものも、古くは船舶法（明三三、三、八、法四六号）などがあったが、現行法と

しては船舶安全法（昭和八、三、一五、法一一号）と、同法にもとづく鋼船構造規程（昭一五、四、二四、運二四号）、木船構造規則（昭三三、五、一、運一四号）船舶機関規則（昭三一、一〇、二〇、運五五号）、船舶設備規程（昭九、二、一、運六号）船舶滿載吃水線規程（昭九、二、一、運七号）、船舶防火構造規程（昭二七、一一、一三、運九五号）、船舶復原性規則（昭三一、一二、二八、運七六号）危険物船舶運送及貯蔵規則（昭三二、八、二〇、運三〇号）などがある。

別に小型船舶安全規則（昭三〇、一、二一、運六二号）などがある。次に「航空機」については、一般の利用に使用できるのは、航空法（二七、七、一五、法三二二号）一〇条による「耐空証明」と、一二条による「型式証明」のあるものでなければならず、それに修理改造を施したときは一定の検査を経なければならぬとし（同法一六条）、さらに航空機製造事業法（二七、七、一六、法三三七号、二九、六、三、法一六一号で改題）で、製造業者に、通産大臣認可の製造方法をとること（六条）、製造・修理の確認（八条、一〇条）、航空機用機器についても同様とし（二一一―一四条）、その確保のため航空工場検査官を通産省に、同検査員を工場におくことを命じている（一五条一六条）。

なお、前記船舶および航空機の一定のものには無線施設の備付を義務づけているなどのことも、ここに附記すべき事項であろう。

（二）電気器具

電気器具については、その危険防止のための製品の検査検定制度を実施してきているところであるが、最近各種家庭用電気器具の新製品・新型の激増、さらに精密度を著しく加えただけに、或いは大容量のものも多くなっているために、詳細かつ厳格な検査検定制度が要求され、昭和三六年電気用品取締法（三六、一一、一六、法三三四号）が制定され、合格証の添付されているもの以外の販売を禁止する制度をとっている。

（三）工場機械・汽罐など

労働基準法四二条は工場・事業場など一般に対し、使用者に、「機械器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない」とし、また四四条で、労働者にも危害防止のために必要な事項の遵守を命じている。そして特に危険な作業を必要とする機械器具は、必要な規格と安全装置を要求している（同法四六条）。更に未経験者の危険業務の就業制限（同法四九条）、安全衛生教育（同法五〇条）、安全管理者の任命を一定の事業に命じている（同法五三条）。そしてこの労働基準法の附属法令として「労働安全衛生規則」（昭和二三、一〇、三一、労省令九号）、「ボイラ及び压力容器安全規則」（三四、二、二四、労省令三号）、「電離放射線障害防止規則」（三四、三、三一、労省令一一号）などが制定されている。

また、わが国は、この終戦までは、兵器の製造を民間企業としては許さず、その意味では、これらの一般法令による禁止制限は、不法所持または兇器として使用したものの没収領置などのことしかなかったわけであるが、敗戦と共に占領軍指令三号（一九四五、九、二二）により、一切の武器、爆薬又は戦争用具の製造禁止が指令された。しかし、昭和二五年に警察予備隊、二七年に保安隊、そして二九年七月からは自衛隊が存するに至り、武器の国内生産と修理が不可欠となったわけであるが、兵器の民間製造を許可制度で認めることとなったのが、二八年法一四五号「兵器等製造法」であり、同法では、その兵器の種類を明定しての許可制度をとり（同法三条）、且つその保管規程を制定させ（同法二一条）、別に猟銃の製造許可（同法一七条）、その販売事業の許可制（同法一九条）も定めている。なお、銃砲刀剣等所持取締法（三三年法六号）が制定されている。

(C) 危険物資に対する災害防止

この面では、明治初期から存した毒物・劇薬の類の危険防止のための取締は、現行法としても続けられているところで、一般的に薬品は、その量と使用方法を間違うならば有毒となるものであるため、一般の薬品につき薬事法

(昭和二三、七、二九、法一九七号)があり、別に毒物及び劇薬取締法(二五、一二、二八、法三〇三号)、同上指定令(三一、六、二一、政一七九号)の外、覚せい剤取締法(二六、六、三〇、法二五二号)、麻薬取締法(二八、三、一七、法一四号)、あへん法(二九、四、二二、法七一号)などがある。さらに、農業については、農業取締法(二三、七、一、法八二号)がある。

また有毒食品の取締の沿革も古いが、現在は食品衛生法(二二、一二、二四、法二三三号)によっている。

放射性物資については、既にふれたが、高圧ガス、高圧電気などについても、その事業取締の部でふれた。またガソリンその他の引火危険物及び化学爆発などの危険物の製造取扱についても、危険物災害防止の部分で述べたので、ここで繰返すことをさける。また火薬類についても既述したところに譲る。

(D) 運転者に対するもの

機械の馬力、容量の巨大化、交通機関のスピード化、危険物資の取扱などについては、専門的技術と知識を不可欠とする。労働基準法は、未経験者に危険事業に従事させることを一般に禁止しているが(同法四九条)、多くの分野で特別の技術免許を有するものでなければ、その運転操作をさせず、又そうした専門的技術者の指揮監督の下でなければ危険施設を設置し運営することを禁止して、危害予防を図っている。

先ず運輸諸機関については、動力車操縦運転免許制がある。鉄道の場合は鉄道営業法二一条にもとづいて「動力車操縦運転免許に関する省令」(三一年運省令四三号)で、甲種蒸気機関車運転免許、甲種電気機関車運転免許、甲種内燃車運転免許、乙種の上記三種の運転免許と無軌道電車運転免許の七種を定め、自動車については、道路交通取締法施行令四七条以下の規定で、普通車、特殊自動車の免許などを、そして船舶については、船舶職員法(二六年法一四九号)五条により甲種・乙種・丙種船長、甲種一等・二等航海士、乙種同上、丙種航海士、小型船舶操縦士、甲種・乙

種・丙種機関長、甲種・乙種の一・二等機関士、丙種機関士、甲種・乙種・丙種船舶通信士の二〇種に上る免許制の外、救命艇手の適任証明制度もある。航空機の乗員については、航空法（二七年度法二三一号）二四条で、定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、一等・二等航空士、航空機関士、一等・二等航空通信士、一等・二等・三等航空整備士、航空整工場備士の一四種の免許制を、さらに同法七七条七八条で、運航管理者技能検定制をおいている。別に水先人の免許制も水先法（二四年法一二一号）で認める。

さらに、特定の危険作業場の責任者の免許制としては、原子炉主任技術者免許制（三二年法一六六号原子炉規制法四〇条）、放射線取扱主任者免許（三二年法一六七号放射線障害防止法三五条）、機汽罐主任者免許（一〇年逓信省令告ホ一〇五三号）、電気事業主任技術者免許（電気事業法）、ガス主任技術者免許（ガス事業法三二一三七条）、高圧ガス検査主任者免許（高圧ガス取締法五二条）、火薬作業主任者（火薬取締法三二条）、危険物取扱主任者免許（三四年危険物規制に干する政令三二条）、鉱山保安技術職員免許（鉱山保安法一八条）、建築士免許（建築士法四条）がある。

そして、これらの免許保有者であっても、酩酊者には禁止し（例えば自動車運転につき、道路交通法六五条、航空乗員につき航空法七〇条）、勤務の長期継続を制限し（例えば道路運送法の三〇年法一六八号改正によって、「従業員の運行安全準則」の制定とその遵守の要求）、さらに航空機の機長に対しては、その航路に対する経験の要求（航空法七二条）などがあり、さらにその主任者の下に働く者についても、最低年齢の制限（労基法六三条、六四条）、などを行って、危険予防を図っている。

(E) 運転方法に対するもの

先ず航空機については、発航時毎に機長に点検義務を課し（航空法七三条ノ二）、船舶も船長に、各航海毎に発航時に耐航能力の検査を要求し（船員法八条）、他面長期継続駆使の禁止を行うものも少くない。そして定期又は臨時の検

査制度をおくものも少くない（例えば船舶、航空機、自動車など）。さらに安全準則の制定と遵守を命ずるものも多い。（例えば国鉄につき「運輸の安全の確保に干する省令」―二六年運令五五号、道路運送法三〇条ノ二）。また国鉄は火薬類の運送につき、火薬類運送規則（三六年運令一号）を設けて特別取扱を定めている。また鉱山については、労働争議時でも保安要員引上げのストを禁止するなどの立法も行われている（二八年法一七一号電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律三条）

五 保安規定の遵守確保への努力

(イ) 企業自体の保安規定整備の法的強制

わが国では、労働基準法八九条は、就業規則を制定することを企業者に命じているが、同条六号で安全・衛生保護の定めをすべきことを規定しているが、一般にその実行が不徹底不十分である。しかし交通機関などでは、その関係法令の中で、明文で一定事項を含んだ安全運転のための規則又は基準を制定するものが少くない（例えば道路運送法三〇条―二）。しかしこのような明文規定が存しない事業分野でも、自発的に、この種の準則を定めて、その遵守を従業者に行わすべきものと考ええる。

(ロ) 取締行政監督の徹底

現在は、一般的には労働基準法において、一定業者につき、安全管理者の選任設置を強制し（同法五三条）、さらに監督上の行政措置の権も定めているが（同法五四条）、各労働基準局の安全監督官の人員と地位は、さして強力でなく年中行事として産業安全運動を推進してはいるが、これとても十分に効果をあげているとは言いきれないものがある。

また特定の危険企業、危険作業の分野では、既述の如き一定の免許を保有する技術専門家を選任して、その主任監督の下に行わせ、反面無免許者の就任就業を禁止しているが、多くの事故を報道するニュースは、その責任者の不在、無免許者の運転、その重大なる過失に起因することが通例である。かかる事實は、この部面の行政監督の不徹底と怠慢を示すものである。

さらに、技術免許制も、別に指摘した如く、^(一)無試験免許制の如き穴を認め、その実質的能力の欠缺者も少なくない上に、これらの免許技術者の安全保障への責任感に往々にして欠けるところがあるのであるのではないかと考えられることが頻々である。ここに技術免許の再検定制、再教育なども緊要と考えられるものがある。

(註一) 拙稿「技術免許制度の法律問題」九大産業労働研究所所報二四号三七頁以下。

六 違 反 制 裁 の 厳 重 化

最近の如く、危険産業と危険物資が氾濫する時期では、凡ての企業者に、その従業員の人命尊重の責務認識と共に、その企業施設、危険物資所在の周辺の一般住民に対する安全配慮に一層の認識を持つ必要がある。それと共に、一般国民が、かかる技術上の危険に対して、苛責なき反撃を加えるべきである。こうした裏付の下に、法規上の刑事制裁を厳格にし、折角の罰則を死文化することなく、一を戒めて百を警戒さす政策を適確に実行することを望むものである。そのためには、一層、その刑事、行政制裁を嚴罰主義に押し進め、しかも各取締法規の相互間の科刑の不均衡がないように立法改正を急ぐべきである。^(二)

それと共に、民事的制裁も強化し、いやしくも故意・無過失のある場合はもちろん、軽過失の場合にも、進んで無過失の場合にも、企業責任として民事補償を実効的に実現する制度工夫を行うべきであると考える。責任保険制度の

拡充と普及の方法も一であるが、それには国家再保険制も考慮してよいであろう。この点については、一九五二年のローマ条約による航空機による地上第三者の損害についての無過失責任と責任有限制の組合せの制度、^(三)自動車損害責任保険の制度などに、参考すべき多くのものが含むと考られるし、三〇年には、原子炉の災害については、無過失賠償制を確立すると共に、強制附保制と国家賠償制を併用することとしている。^(四)

(註一) 技術免許者の制裁厳化については、拙稿「技術免許制度の法律問題」九大産労研究所々報二四号五一頁以下に、主張したところを参照されたい。

(註二) このローマ条約についての詳細は、高田桂一「空法概論」一七〇頁以下参照。

(註三) この自動車災害の責任保険制度については、小田垣氏「自動車損害賠償保障論」、西島梅治「フランスの義務的自動車責任保険」損害保険研究二三巻四号、同上「被害者の直接請求権」熊大法文論双九号一〇号一一号所載参照

(註四) この原子炉の災害の保障制度の問題については、ジュリスト 二二六号の特輯号参照。